

--- 屋外広告物の点検を強化します!! ---

屋外広告物は、常に風雨や強い日差しにさらされ日々劣化していきます。また、道路に面した場所や高所に設置されることが多く、倒壊や落下事故が起きれば周辺の人や建物等に重大な被害をもたらす恐れがあります。

屋外広告物の所有、管理などをされている方は、日ごろから安全点検や補修などの適切な管理をお願いします。

令和7年7月1日から

① 屋外広告物（看板など）の点検が義務になりました

- 大きさや設置場所、形態、許可申請の要・不要にかかわらず、すべての屋外広告物が対象です。
- 更新許可申請の際は、「**屋外広告物点検報告書(様式第2号)**」を提出してください。
《許可を受ける対象でない場合(自己の敷地内に表示される自己の広告物の合計が10㎡以下など)は報告書の提出は不要です。》
- 「**屋外広告物点検報告書(様式第2号)**」が変わりました。(当方は旧様式も使用できます。)
- 点検は**更新許可申請の前3ヶ月以内**に実施してください。

「表示又は設置の期間」が **令和9年4月1日以降** に開始する広告物は

② 高所の屋外広告物は「有資格者」による点検が必要になります

- 【対象の広告物】…地表から**広告物の上端までの高さが4mを超えるもの**

<対象から除くもの>

- ・簡易な広告物(はり紙、はり札、立看板類、広告幕類 など)
- ・建物の壁面に直接、塗布・プラスチックフィルム貼り・投影 など

- 【有資格者】…屋外広告物の点検ができる資格のある人

- ・**屋外広告士**
- ・**屋外広告物点検技能講習(※1)修了者**
(※1) (公社)日本サイン協会 及び
(一社)日本屋外広告業団体連合会が共催するもの)
- ・**建築士** (1級、2級 (木造建築士を除く))

* 広告物が許可を受ける対象で、有資格者による点検が必要な場合には、屋外広告物の更新許可申請の際に「**点検者の資格を証する書類の写し**」を添付してください。

- 広告物が許可を受ける対象で、地表から上端までの高さが4m以下など**有資格者点検の対象でない場合**も、管理者等による点検を行い、**更新申請時に「屋外広告物点検報告書」**を提出してください。

- 「有資格者」が見つからない場合の相談は … **岐阜県広告美術業協同組合 TEL:058-245-4472**

- **有資格者点検の対象広告物を特定するため、市職員が屋外広告物の高さの確認に伺う場合があります。**

【問い合わせ先】

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 屋外広告物係 (市庁舎17階)
(TEL) 058-265-3985 (直通) (E-mail) koukoku3985@city.gifu.gifu.jp

様式第2号 (第3条関係)

屋外広告物点検報告書

記入例

表示又は設置場所	岐阜市〇〇町〇〇丁目〇〇番地		
点検実施年月日	令和7年7月1日 ※申請前3月以内に実施してください。		
点検者	住所	〒 500-1111 岐阜市〇〇町〇〇丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇 〇〇	電話番号 (058)-265-3985
	勤務先	株式会社〇〇〇〇 〇〇〇課	
	点検資格	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習修了者(※1) <input type="checkbox"/> 建築士(1級/2級(木造除く。)) <input type="checkbox"/> なし	
<small>(該当する□に✓印をつけてください。)</small> <small>(※1)公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が共催する屋外広告物点検技能講習を修了した者をいいます。</small> <small>・有資格者による点検が必要な広告物(「屋外広告物許可(確認)申請書」の「主な表示内容」の左側に「*」が記された広告物)が含まれる場合は、点検資格を証する書類の写しを添付してください。(※)</small>			

- ・有資格者による点検(※)が不要な広告物についても、管理者等による点検を実施し、報告書を提出してください。
- ・はり紙、はり札、立看板、広告幕等、許可期間が2月のものについては提出不要です。

(※) 有資格者による点検は、「屋外広告物許可(確認)申請書」の広告物等の「表示又は設置の期間」の開始日が令和9年4月1日以降、義務となります。

点検箇所	点検項目	異常の有無等(※2)	備考	改善状況(※3)
基礎部	上部構造の全体の傾斜、ぐらつき等	無	経過観察	未済
	基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	無	経過観察	未済
支持部	鉄骨のさび、塗装の老朽化等	無	経過観察	未済
	鉄骨接合部の異常、ボルト等の緩み及び欠落等	無	経過観察	未済
取付部	アンカーボルト・取付部プレートの異常	無	経過観察	未済
	ベース周辺・コーキング・接合部の異常	無	経過観察	未済
広告板	取付対象部(柱・壁・スラブ)及び取付部周辺の異常	無	経過観察	未済
	表示面の汚染、退色、変形、ビス等の欠落、剥離等	無	経過観察	未済
	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損、退色等	無	経過観察	未済
照明装置	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	無	経過観察	未済
	照明装置の不点灯、不発光	無	経過観察	未済
	照明装置の取付部の破損、さび、漏水	無	経過観察	未済
その他	周辺機器の劣化、破損	無	経過観察	未済
	その他点検した事項	無	経過観察	未済

(※2) 「異常の有無等」の欄は、「無」、「経過観察」、「有」のいずれかを○で囲んでください。
(「経過観察」・・・点検の結果、現時点では安全性に問題はないが、経過観察が必要な場合)

(※3) 「改善状況」の欄は、「異常の有無等」の欄が「有」又は「経過観察」の場合に、「未」又は「済」のいずれかを○で囲んでください。

屋外広告物の点検についての詳細は、
岐阜市ホームページをご覧ください

